



過半数代表者の選出について考えよう!④

過半数代表者になる要件とは？

労働基準法施行規則の第六条の2に記載されています。要約すると以下の通りとなります。

- 一 監督又は管理の地位にある者でないこと。
- 二 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であること。
- 三 使用者の意向に基づき、選出された者でないこと。

※使用者の意向に基づき選出された者ではないという点は、実際には守られていない場合が多いため、2019年に労働基準法施行規則が改正され、具体的に「使用者の意向に基づき選出された者ではないこと」という選出要件が追加され厳格化されました。

〈現場長などの指定職の方は過半数代表者になることはできません!〉

〈会社が過半数代表者を指名したり、選挙や信任投票など公正な手続きなしに過半数代表になることはできません〉

〈会社が立候補を促したり、「この人に投票してほしい」と斡旋したり、会社の意向に基づき選出された場合は無効です!〉

過半数代表者選挙において、「〇〇さんに投票してほしい」や「よく考えて投票するように」というように、会社が過半数代表者選の投票内容について口をはさんでいたら、それは**コンプライアンス違反**です!

単なる職場の代表ではなく、職場を良くするために具体的な意見を職場に言える人を選出する過半数代表者選挙なので、労働者間で議論することに問題はありません。

「職場でこんなことが行われているけど、コンプライアンスは大丈夫?」ということがあれば、分会・支部・地本に相談、連絡をお願いします!